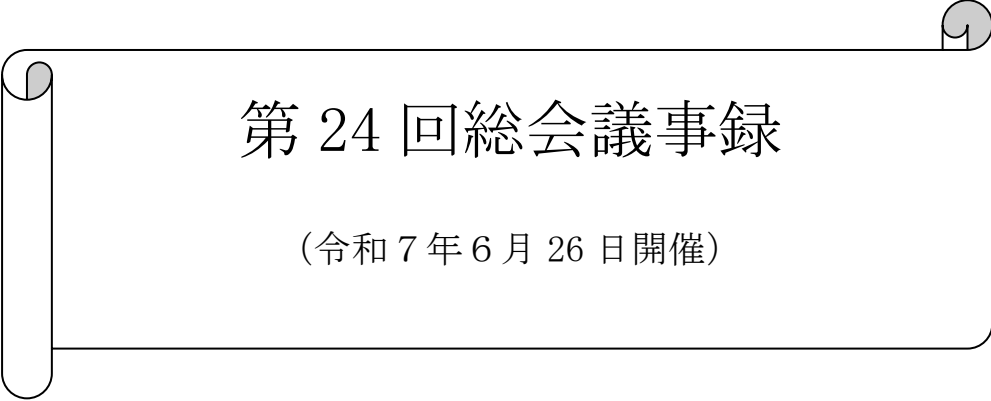




第 24 回総会議事録

(令和 7 年 6 月 26 日開催)

横浜市中心央農業委員会

横浜市中心農業委員会 第8期第24回総会 議事録	
日 時	令和7年6月26日（木）14時00分～15時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について 第10号議案 横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について 2 報告事項 第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第5号 農業委員会が発行した5月分扱い諸証明の確認について 第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について
審議結果	第1号議案 9番 許可 10番 許可 11番 許可 12番 許可 13番 許可 14番 許可 第2号議案 7番 許可相当 8番 許可相当 9番 許可相当 第3号議案 3番 許可相当 4番 許可相当

	5 番 許可相当 6 番 許可相当 7 番 許可相当 8 番 許可相当 第 4 号議案 7 番 証明交付 8 番 証明交付 9 番 証明交付 10 番 証明交付 11 番 証明交付 第 5 号議案 3 番 証明交付 4 番 証明交付 第 6 号議案 5 番 利用確認 第 7 号議案 4 番 証明発行 第 8 号議案 6 番 協力 7 番 協力 8 番 協力 9 番 協力 10 番 協力 11 番 協力 12 番 協力 第 9 号議案 1 番 承認 第 10 号議案 意見決定
議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 事務局から出席状況(出席委員 17 名、欠席委員 2 名)を報告し、法第 27 条第 3 項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中央農業委員会会議規則第 4 条の規定により、角田昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第 24 回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号 10 番金井健委員、11 番小池誠一郎委員にお願いします。 それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。

	9 番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は労力不足により耕作困難であり、農業規模拡大中の譲受人と当該農地について話がまとまったため申請するものです。 譲受人世帯の経営農地約 123 アールは、主に露地野菜畑として全て効率的に利用されており、農業経営については申請者本人、父親、母親、息子の 4 人で行っており、本人は 340 日従事しています。 今回の申請地には現在カキが植わっており、引き続き果樹畑として利用予定です。 地域との調和要件及び栽培技術については、譲受人世帯は既に地区内で耕作をしているため問題ないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	9 番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。
鈴木推進委員	春にアカデミーを出た息子さんもいて、働き手は多い家族です。問題ありません。
議長	9 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9 番は許可とします。 続いて、10 番、11 番について事務局から説明してください。
事務局	10 番の譲受人は譲渡人の子、11 番の譲受人は譲渡人の子の夫で贈与による所有権移転を希望しております。 譲受人は、ご家族で耕作をしており、現在経営面積は 8,325㎡です。 10 番の常時従事者は本人、父、母、夫の 4 名です。11 番の常時従事者は本人、父、母、妻の 4 名です。 全経営農地は、露地野菜畑として良好に耕作されており問題ありません。 周辺との調和要件についても、既に家族で申請地の耕作を行っており、引続き同様に耕作を予定しているため地域調和についても問題ないと考えられます。通作距離も農地と同一区にお住まいで問題ありません。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	10 番、11 番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯島推進委員	家族で一生懸命、野菜の生産をしています。問題ありません。
議長	10 番、11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10 番、11 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10 番、11 番は許可とします。 続いて、12 番について事務局から説明してください。
事務局	現在、譲受人は耕作農地を持っていませんが、譲渡人に弟子入りし、申請地の耕作を手伝いながら、浜なしの栽培を約 3 年間学んできました。譲渡人は高齢で耕作が難しいため、譲受人にまずは申請地を貸す形で、農業経営を引き継ぐことを希望しています。譲受人は今後、会社を辞めて農業を営むことを希望しています。 なお、申請地の梨棚は補助金を利用していますが、譲受人へ無償譲渡するため補助金返還の必要なしと北部農政事務所が調整済みです。 譲受人は横浜市で初めて農地を所有するため、5 月 26 日に小島委員と大矢委員がヒアリングを行い、3 条の要件を満たすかを確認いただいています。
議長	12 番について、小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	譲渡人は高齢で耕作が難しいということで、譲受人は勉強して、譲渡人と一緒にまじめに耕作をしています。問題ありません。
議長	大矢委員の意見はいかがですか。
大矢委員	小島委員と一緒に譲受人の面談をしましたが、しっかりした目標を持っている人です。3 条の要件も満たしていると思われます。
議長	12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12 番は許可とします。 続いて、13 番、14 番について事務局から説明してください。
事務局	3 条の 13 番、14 番について、譲受人が同じため、一括で説明します。

	譲渡人の住所が異なりますが、前所有者が同一で相続時に分割した土地です。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約 28a で、申請地を加えると約 42a となります。全ての経営農地は露地野菜畑として、良好に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。 なお、譲受人世帯の所有地において、登記地目が畑で、現況が山林になっているところがありましたので、「第 4 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の 11 番で、申請を受け付けています。 自宅から申請地までは車で約 3 分・約 1.7km で、現在の経営農地の隣地になるため、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め 3 名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。すでに隣地を耕作しているため、周囲との調和条件についても問題ありません。 以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	13 番、14 番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	先日、事務局と現地を確認しました。譲受人は若い弁護士ですが、畑での作業も行っています。譲渡人は高齢で耕作できず、申請地を整えるのに少し時間がかかりますが、世帯 3 人で耕作しているため問題ありません。
議長	13 番、14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13 番、14 番について、第 4 号議案 11 番の証明交付承認を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番、14 番は第 4 号議案 11 番の証明交付承認を条件に許可とします。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。7 番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は一緒に耕作していた父が亡くなり、農業経営の縮小を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は都筑区で不動産業を営んでおり、管理している港北区高田西一丁目の駐車場がマンション建設により閉鎖するため、80 台分の移動先を探していました。4 月、5 月に農地転用申請をしており、それぞれ 20 台と 15 台の移動先とする予定ですが、残り 45 台分の調整ができていません。そこで、そのうち 2 台を申請地に移動させる計画です。申請地は借受法人の事務所から近く管理しやすい場所として選定されました。 立地基準は第 3 種農地です。300m 以内に東山田駅があります。 被害防除について、敷地内は透水性アスファルト敷きとし、雨水は自然浸透させます。東側出入口部分の L 型側溝を切り下げます。周囲は既存のコンクリートブロック

	を活かします。 所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	7番について、地区担当の加藤保委員が欠席のため、飯鳶推進委員の意見はいかがですか。
飯鳶推進委員	加藤保委員から問題ないと聞いています。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	申請者、借受法人、転用理由は4条7番と同じです。借受法人が管理している港北区高田西一丁目の駐車場がマンション建設により閉鎖するため、こちらの申請地には15台を移動させる計画です。 立地基準は第3種農地です。300m以内に東山田駅があります。 被害防除について、敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。西側出入口部分は最大1mの高さを切土し、スロープ状にします。また、縁石は切り下げます。スロープの雨水はU字溝を設置し公共下水管へ排水します。周囲は既存コンクリートブロックのある部分はそれを活かし、ない部分はコンクリートブロック2段を設置します。南側のスロープに接する部分は、既存コンクリートブロックの内側に、スロープの高さに合わせて1～6段のコンクリートブロックを設置します。 所有農地に違反転用はありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	8番について、地区担当の加藤保委員が欠席のため、飯鳶推進委員の意見はいかがですか。
飯鳶推進委員	加藤保委員から問題ないと聞いています。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	申請人は申請地を相続しましたが、農地の維持管理が難しく、土地の有効活用を考えていたところ、川崎市中原区に本店がある足場材のリース業等を営む法人から、資材置場として借り受けたいとの要望があったため、転用を申請するものです。 借受法人は、港北区小机町に資材置場を借りていますが、事業が拡大したことで既存資材置場では作業スペースや駐車スペースを確保するため建材を高く積み上げて作業するなど危険な状態となっています。 申請地は本社から約 15 分と近く既存資材及び車両と新規購入する資材が置ける面積も適当であることから選ばれました。 立地基準は、第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に東方公園と池辺町八所谷戸公園があります。 北側は道路に面し、東側と西側は畑に隣接し、南側は水路に面しています。北側と南側の出入口を除く境界には、高さ 40 cmの万能鋼板を新設します。それ以外の境界は既存のブロック塀があるため、それらを活用します。 敷地内はの出入口は砂利敷きとし、それ以外は現況の土のままとし、雨水は自然浸透させます。 申請者の所有農地に違反転用はありません。 車両が出入口する橋は占用許可書があります。雨水浸透阻害行為は適用外です。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	9番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	事務局と現地を確認しました。近隣に住宅がありますが、万能鋼板を設置するため問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。3番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は駐車場および車両置場です。譲渡人はそれぞれ相続等によ

り取得しましたが、高齢・会社員としての勤務などにより耕作が困難な状況です。水路横断による接道のない土地もあり単体での土地活用が難しいことから、一括での土地活用を考えていたところ、このたび駐車場および車両置場として借り受けたいの申し入れがありました。

借受法人は港北区新横浜に主たる事務所を構える自動車修理・輸入・部品売買を扱う事業者で、青葉区、川崎市で事業地を賃借しています。来年に上場替えを予定しており、事業拡大に向けて 100 台程度新たな駐車スペースを設ける必要があります。まとまった土地を確保するのが難しいため、30 台分ずつスペースを探しています。また、現在事業地でも車両 30 台分程度と部品専用のスペースがなく、都度月極駐車場や空いたスペースを詰めて使用しており不便な状況です。合計 50 台分車両スペース、部品置場 500 m²が確保でき、横浜青葉 IC や現在事業地の中間に位置するまとまった土地は申請地しかありませんでした。

立地基準は第 2 種農地（その他 2 種農地）です。

申請地は、市街化区域から 500m 以上離れていますが、申請地のほか周辺の集団農地は 10ha 未満であり、指標等も無く第 3 種農地にも第 1 種農地にも該当しません。

敷地内は転圧の上、砕石敷きとし雨水は自然浸透させます。併せて、雨水浸透枡を設け、公共埋設管に接続し排水します。北側、西側は鋼板土留を設置します。南側は法下のため法面は自然植生をそのまま活かします。申請地内の横浜市の水路横断部分のみアスファルト舗装とします。

申請者の所有農地に違反はありません。

雨水枡の設置について、雨水浸透阻害行為許可申請を下水道河川局に申請済みです。

横浜市の水路横断にあたり最大 1.8m の盛土が発生しますが、盛土規制法の許可の要否について建築局に確認し、該当しないことを確認済みです。横断する水路の形状を変更することについて、青葉土木事務所に自費工事にて施工する旨事前に確認済みです。

東側通路として使用する橋梁部分について、水路占用許可を受けていることを青葉土木事務所に確認済みです。

本案件は、農地の申請面積が 3000 m²を超えるため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構の常設委員会にて諮問する予定です。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

3 番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員

昔は田だったところですよ。地元の人の意見は、通常の駐車場ではなく事業用であり、現在の荒廃農地より整備され、状況は良くなるだろうというものが多いです。問題ありません。

議長

3 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、3 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可相当とし、県ネットワーク機構へ諮問後、市に進達します。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、妻が譲渡人宅に居住、夫は賃貸住宅に居住しています。夫に今後転勤の予定がなくなったため、将来、両親の介護に加え子育てに備え分家住宅を建築することになりました。 立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に鉄小学校と三陽幼稚園があり、前面道路に上・下水道管があります。なお、申請地は農用地に指定されていましたが、令和7年2月に除外されています。 被害防除については、敷地内の雨水と汚水は前面道路の公共下水に接続し処理します。出入口部分を除く境界沿いには既存コンクリートブロックおよび新設コンクリートブロック最大5段とフェンスを設置します。 出入口部分はアスファルト舗装とし、建物以外の敷地は、土のままとします。 建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。 前面道路の歩道切り下げとガードレール撤去については青葉土木事務所と協議済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	4番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	農業振興地域の端に位置します。残る農用地はしっかり管理するよう指導しています。
議長	4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、5番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は不動産業を営む都筑区の法人です。借受法人は土木工事業を営む法人で、賃借していた資材置場と事務所の解約に伴い、新たに資材置場と事務所を賃借しましたが、面積が足りず更に新たな資材置場を必要としていました。譲受人は借受法人から資材置場の整備と賃貸の要望を受け転用するものです。借受法人が必要としている

面積や川崎市の事務所から車で 20 分以内、IC に近く住宅が少ない場所という条件を満たす土地で、話に応じてもらえたのは申請地のみでした。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域が 500m 以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。

出入口部分はスロープ状にし、敷地内は碎石敷き、雨水は自然浸透とします。隣地境界は出入口部分を除き土留め鋼板を新設します。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

5 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正
推進委員

事務局と現地を確認しました。問題ありません。

議長

5 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、5 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、5 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、6 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は隣接地に営業所兼資材置き場をかまえています。資材置き場には資材搬出のための作業車が日々出入りしています。また、営業所には本社社員等の来客が度々あります。営業所兼資材置き場内にある駐車スペースは十分な面積がないものの、これまでは、来客時は、作業車の駐車場所を一時動かす等の工夫をしながら、来客した車が敷地内に駐車できるよう工面してきました。ただ、現運用では、資材搬出作業を一時中断する必要があり、作業効率が大幅に下がるという課題があります。この課題を解決するため、来客用駐車スペースを近隣用地に確保したいと考え、近隣地権者らに相談をしたところ、本申請地の所有者が同意してくれました。本申請地は、乗用車 2 台分の駐車スペースを確保できる十分な面積があります。さらに、営業所と隣接しているため、利便性が非常に高いです。加えて、平坦な地形かつ幅が広い出入口を確保できるため、安全に車の出入りを行うことができます。今回の申請地を駐車場へ転用することは、譲受人の課題を解決するために最適であるといえます。

市街化 500m 以内を理由に、立地基準は第 2 種農地です。

被害防除です。隣地に農地はありません。雨水は砂利敷きによる自然浸透です。

風致条例については、建築企画課に手続き済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

6 番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。

阿部委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	6 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、6 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、7 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は建設業を営む法人 2 社の共同企業体で、横浜市水道局から老朽管を更新するための水道工事を受注しました。危険を伴う工事のため、地下現場から通信可能で、緊急対応ができる 0.5 km 圏内に現場事務所を設置する必要があります。また、広さは仮設事務所、仮設トイレ、資材置場、通勤車 2 台、ダンプトラック 3 台をおける 600 m² 程度が必要であり、条件に合う土地は申請地のみでした。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域が 500m 以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。 被害防除について、敷地内は土木シートを敷き、その上に砕石を敷き均し、雨水は自然浸透させます。出入口部分は擁壁を一部撤去し、最大 90 cm 切土をし、スロープ状にします。スロープ部分の雨水は、U 字溝と雨水浸透柵を設置し処理します。北側の転用工事中の土地との境界はトラロープを設置します。東、西側は矢板及びネットフェンスを、南側の出入口以外は既存擁壁にネットフェンスを設置します。 利用後は設置物を撤去し、スロープ部分と擁壁を復旧します。農地復元後は、譲渡人が露地野菜を耕作する予定です。 河川管理用通路の通行について、横浜川崎治水事務所に確認済みです。仮設建築物の設置について、建築局建築指導課に申請済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	7 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	事務局と現地を確認しました。譲受人は大手の会社です。一時転用の計画であり問題ありません。
議長	7 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、7番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、都筑区で不動産業を営む法人です。借受法人より土地の賃借の依頼があり、申請に至りました。借受法人は建築業を営んでいますが、現在利用している資材置場の立ち退きを求められています。また受注が増加しているため、保有資材等を増やす必要があり、1000㎡規模の新たな土地を必要としていました。都筑区内で本店から5km圏内、都筑ICに近く、周辺に住宅が少ない場所という条件を満たす土地は申請地のみでした。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 被害防除について、敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。西側を出入口とし、周囲は既存土留めのある部分はそれを活かし、ない部分はコンクリートブロック2段を設置します。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	8番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	周りの状況からしても問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。7番から11番までについて事務局から説明してください。
事務局	7番について、立地基準は第3種農地です。10年間工場敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 8番について、立地基準は第2種農地です。18年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 9番について、立地基準は第3種農地です。傾斜地かつ狭小地のため耕作不適地であることを確認しました。 10番について、立地基準は第2種農地です。18年間山林であることを航空写真で確認しました。 11番について、立地基準は第1種農地です。10年間山林であることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

議長	7 番から 11 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7 番から 11 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7 番から 11 番までは証明交付とします。また、11 番の証明交付により、第 1 号議案 13 番、14 番を許可とします。 続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。3 番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は露地野菜を中心に 19 筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。 また、現地の状況については地区担当の内田委員に確認いただいております。 電柱 2 本と支線、看板の面積を除外しています。全体は耕作されており今後も耕作を行うことが可能とのことです。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	3 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。
内田推進委員	畑は問題ありません。適用除外の支線と看板は、町内会や土木事務所の依頼により設置したもので、賃料も発生していないため、本人は納得がいかないようです。今後も税制改正要望の検討が必要です。
議長	税制改正要望を毎年出していますが難しい状況です。今後も考えていかなければならないと思います。 3 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3 番は証明交付とします。 続いて、4 番について事務局から説明してください。
事務局	特例適用農地は、港北区新吉田町の畑 11 筆と青葉区鉄町の畑 1 筆です。相続人は果樹畑・露地野菜畑として耕作しており、今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。

	現地の状況については地区担当の加藤委員に確認いただいております。 なお、駐車場及び農業用倉庫を除外しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	4 番について、地区担当の加藤保委員が欠席のため、飯鳶推進委員の意見はいかがですか。
飯鳶推進委員	私も知っている人で、どこもきれいに耕作しており問題ありません。
議長	4 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4 番は証明交付とします。 続いて、第 6 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。5 番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては適正に管理されていることを確認しております。相続人は最近体調を崩している状況のため、作付をお休みしているとのことですが、しながら農地としての管理は以前より行っていることを確認しています。 以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております
議長	5 番について、地区担当の加藤義晴委員の意見はいかがですか。
加藤義晴委員	年間通じてよく管理されています。トラクターで 2 回ぐらいなえば作付けできる状況です。隣地ともトラブルはなく問題ありません。
議長	5 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5 番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、第 7 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。4 番について事務局から説明してください。

事務局	令和6年12月21日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	4番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	願出人である息子さんは地元の方ですが、お勤めをしています。お父さんは2年前から耕作できなくなったようですが、それまではしっかり耕作されてきましたので、主たる従事者で問題ありません。
議長	4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は証明発行と決定します。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。6番から12番について事務局から説明してください。
事務局	6番から12番は、主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせん協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、7月7日(月)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	6番から12番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。1番について事務局から説明してください
事務局	申請地は調整区域ですが、近隣に住宅地があり、市民菜園の需要を見込んで申請がなされました。貸付期間は1年間、25㎡を72区画を貸付予定です。利用者はフェイスブック等のソーシャルネットサービスやロコミなどで募集予定です。一部自作地を残し、図面のように72区画作る予定です。 管理者は、申請者が代表を務める法人です。 横浜市と開設者との貸付協定は令和7年6月9日に結んでおります。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。
議長	1番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員	6月17日に申請者に会い、現地調査とヒアリングを行いました。申請者の自宅と会社の敷地に、12台分の駐車場と3つの給水施設があり問題ありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は承認と決定します。 続いて、第10号議案「横浜農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について」審議します。農政推進担当から説明してください。
農政推進担当	令和7年3月に受け付けました案件について意見照会します。北部農政事務所管内で農用地の除外が3件、編入・除外・面積修正が1件あります。 案件番号788は、恩田川遊水地による農家住宅収用移転に伴う除外です。場所は緑区小山町、面積は473㎡です。 案件番号789は、バス車庫拡張に伴う除外です。場所は保土ケ谷区峰沢町、面積は3,690㎡です。 案件番号790は、県道川崎町田道路改良事業工事に伴う除外です。場所は青葉区恩田町、面積は10,279.15㎡です。 案件番号793は、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に伴う編入・除外・面積修正です。場所は旭区上川井町外、面積は編入17,213㎡、除外635,557㎡、面積修正9,180㎡です。 農業振興上の支障があるかという視点でご意見があるか、ご審議いただきたく思います。
議長	第10号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第10号議案について異議なしと意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第10号議案は異議なしと意見決定します。 以上で第24回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第6号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第6号まで、議案書のとおり一括報告)

野路委員	第1号から第6号について、質問等がありますか。 無いようですので第1号から第6号までを了承とします。 これもちまして第24回総会を終了します。 (閉会 15時25分)
------	---

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年6月26日開催 第24回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		出席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		出席	議事録署名人
11	小池 誠一郎		出席	議事録署名人
12	岡本 肇	連合会理事	出席	
13	菅沼 進		出席	
14	杉崎 精一		出席	
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		欠席	
18	石井 芳明		欠席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		欠席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし